

【7章】接合部（参考）

誤（テキスト版）

7.2 一般

- (1) 接合部の耐荷性能の照査は、作用力に対して行わなければならない。
- (2) 接合部の限界状態1、限界状態2及び限界状態3を適切に定めなければならない。
- (3) 接合部の設計にあたっては、部材どうしが連結され一体となる部材の限界状態1及び限界状態3又は限界状態2及び限界状態3と、接合部の限界状態1及び限界状態3又は限界状態2及び限界状態3との関係を明確にしたうえで、部材どうしが連結され一体となる部材が所要の機能を発揮するようにしなければならない。
- (4) 接合部は、部材相互の応力を確実に伝達できるようにしなければならない。
- (5) (4)において接合部が所要の接合の機能を発揮するよう、接合部及び連結される各部材に求められる条件を明らかにし、これを満足するようにしなければならない。

...略

7.3 接合部の耐荷機構

7.3.1 一般

- (1) 部材を剛結となるよう連結し一体の部材とする場合には、接合部において部材としての連続性を失わず、かつ、接合部が部材相互の曲げモーメント、せん断力及びねじりモーメントを確実に伝達するとともに、部材の一般部が限界状態3に達したときの断面力を確実に伝達できるようにしなければならない。
- (2) 1)から4)を満足する場合には、(1)を満足するとみなしてよい。
 - 1) 曲げモーメント又は軸圧縮力を受ける接合部では、コンクリート内部における圧縮応力、又はコンクリート内部における圧縮応力及びコンクリートと一体として抵抗する鋼材等による引張応力の分担により、断面力を伝達できる構造とする。
 - 2) せん断力及びねじりモーメントを受ける接合部では、圧縮応力及びせん断応力に対してコンクリートが抵抗する構造とする。ただし、接合部が限界状態3を超えた場合でも急激に耐荷力を失わないよう、接合部が限界状態1を超えてからは鋼材が引張応力のみで作用力に対して抵抗し、鋼材が降伏した後接合部が破壊に至る構造とする。
 - 3) コンクリート部材どうしを連結する場合は、7.3.2及び7.3.3の規定による。
 - 4) コンクリート部材と鋼部材を連結する場合は、7.3.4の規定による。

...略

0

【7章】接合部（参考）

正

7.2 一般

- (1) 接合部の耐荷性能の照査は、作用力に対して行わなければならない。
- (2) 接合部の限界状態1、限界状態2及び限界状態3を適切に定めなければならない。
- (3) 接合部の設計にあたっては、部材どうしが連結され一体となる部材の限界状態1及び限界状態3又は限界状態2及び限界状態3と、接合部の限界状態1及び限界状態3又は限界状態2及び限界状態3との関係を明確にしたうえで、部材どうしが連結され一体となる部材が所要の機能を発揮するようにしなければならない。
- (4) 接合部は、部材相互の応力を確実に伝達できるようにしなければならない。
- (5) (4)において接合部が所要の接合の機能を発揮するよう、接合部及び連結される各部材に求められる条件を明らかにし、これを満足するようにしなければならない。

...略

7.3 接合部の耐荷機構

7.3.1 一般

- (1) 部材を剛結となるよう連結し一体の部材とする場合には、接合部において部材としての連続性を失わず、かつ、接合部が部材相互の曲げモーメント、**軸方向力**、せん断力及びねじりモーメントを確実に伝達するとともに、部材の一般部が限界状態3に達したときの断面力を確実に伝達できるようにしなければならない。
- (2) 1)から4)を満足する場合には、(1)を満足するとみなしてよい。
 - 1) 曲げモーメント又は**軸方向力**を受ける接合部では、コンクリート内部における圧縮応力、又はコンクリート内部における圧縮応力及びコンクリートと一体として抵抗する鋼材等による引張応力の分担により、断面力を伝達できる構造とする。
 - 2) せん断力及びねじりモーメントを受ける接合部では、圧縮応力及びせん断応力に対してコンクリートが抵抗する構造とする。ただし、接合部が限界状態3を超えた場合でも急激に耐荷力を失わないよう、接合部が限界状態1を超えてからは鋼材が引張応力のみで作用力に対して抵抗し、鋼材が降伏した後接合部が破壊に至る構造とする。
 - 3) コンクリート部材どうしを連結する場合は、7.3.2及び7.3.3の規定による。
 - 4) コンクリート部材と鋼部材を連結する場合は、7.3.4の規定による。

...略

1